

論文

「湯屋取締規則」及び「湯屋営業取締規則」に関する考察

川 端 美 季*

序

これまで入浴の歴史は、西欧においては社会史や身体史の中で、主に清潔や健康といった観点からトイレや住居などの変遷と並んで扱われてきた（Csérgo [1988 1992]、Hoy [1997 1999] など）、日本においては風俗や文化といった側面から、主に入浴の形態について論じられてきた（武田 [1967] に代表される）。日本の入浴の形態は、古くは沐浴や寺における施浴、江戸期以降は都市における公衆浴場、現代では家庭の内風呂という変遷を辿ってきた。筆者は入浴の歴史を考察することは、身体観及び身体感覚の歴史を読み解く手掛かりになると考え、特に入浴習慣を定着させるのに大きな影響を及ぼしたと思われる、公衆浴場に注目する。日本では、江戸期の湯屋に対する研究が多く成されてきた¹。しかしながら、現在も公衆浴場は存続し、さらにスーパー銭湯の増加や都市型スパの出現など新たな形態を表しつつある中で²、江戸期以外の、特に明治期の湯屋に関する研究はほとんど行なわれていない。

少ないながらも、明治期以降の湯屋を扱った論考もある。それらの多くは、日本の近代化に伴った男女混浴の禁止について述べている。また海外の研究は入浴に対する視点が清潔や衛生に依拠した立場に立っており、日本も海外と同様に、入浴の目的は身体の清潔を保つものだという認識は暗黙の了解とされてきた。武田 [1967: 38] は入浴の目的の1つに、保健衛生上の理由を挙げており、中野 [1970: 7] は、衛生的理由を挙げている³。鈴木 [2001: 197-215] は従来の研究では、入浴する目的が、皮膚の清潔を保つ衛生的目的である認識のもとに進められてきた点を指摘している。このような状況から推測すると、明治期の湯屋についても、身体の清潔が第一目的であると考えられがちであろう。

明治初期の日本は、コレラに代表される急性感染症に対する衛生対策を早急に行なう必要に迫られ、衛生管理は警察の管轄とされた。明治期の日本において、衛生的施策は非常に重要な問題であった。そして湯屋もまた、警察の管理下にあったのである。警察行政のもとで、湯屋も衛生的側面を重視して取り締まられてきたのではないかと。そして先行研究の多く扱っている男女混浴の禁止と衛生面の規制が、警察による湯屋の管理において特に重視されてきたのではないかと。

明治期における湯屋の管理のありかたを検証するために、本論文はケーススタディとして1879（明治12）年東京において制定された「湯屋取締規則」、その後1885（明治18）年に改正された同規則、加えて1886（明治19）年に京都において制定された「湯屋営業取締規則」という3つの規則を扱い、当時の湯屋への関心の有り様を検討する。なかでも1879年の「湯屋取締規則」は最初の包括的な法的規制といえる。またそれにならって他の府県でも湯屋への法的規制がなされるようになる。

1では明治以前の公衆浴場の歴史を概観し、2において「湯屋取締規則」、「湯屋営業取締規則」を取り上げる。3では、それらの法的規制がどのような側面を重視していたかを検討し、従来の研究の問題点を指摘する。東京と京都に注目する理由として、東京は江戸期から発展した大都市であり、公衆浴場が隆盛した歴史が資料から読み取れること、京都は平安期から続く都市であり公衆浴場が早くから発展したことが挙げられる。東京と京都では、減少傾向とはいえ、まだ一定数の公衆浴場があり、人々の生活の中に公衆浴場が息づいている。なお本論文において、公衆浴場という語は江戸期と明治期における法令にならい「湯屋」という語に統一する。

キーワード：湯屋、取締、防火、警察、衛生

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2003年度入学 生命領域

1. 明治期以前の湯屋

本章では明治期以前の湯屋について先行研究に依拠しつつ略述する。

営業目的の浴場がはじめて出現したのがいつなのか、明確ではない。湯屋、つまり営業を目的とした浴場が最も隆盛したのは江戸期である。江戸期の江戸のまちにおける営業目的の湯屋のはじまりは、1519（天正19）年に伊勢与市という人物が蒸風呂を始めたことが定説となっている。江夏〔1997：54-57〕によれば、江戸を都市化するにあたり大々的な埋立工事、土木工事が行なわれ、そのために全国から出稼ぎの民衆が集まった。その人たちの要求から江戸のまちの湯屋は始まったという。

また江戸や大阪、京都といった都市では人口が多く、家が密集して建っていることが多かった。そのため火事が起こる危険性が高く、そのことが重要視された。長屋などには共同井戸や共同便所はあったが、浴場は私的に設置されなかった。また江戸期においては、水の供給と燃料の供給が問題であった。都市の各戸についてこれらを調達するのは大きな労力を要し、費用もかかった。こういった状況が共同浴場としての湯屋存続の背景にあったといえる。

湯屋の構造様式は、江戸期中頃から^{ざくろぐち}柘榴口⁴という様式が主流になる。柘榴口では膝丈程の低い浴槽に湯をはり、その浴槽の手前には鴨居を低くしたものがあり、浴槽に入るにはその低い鴨居をくぐらなければならなかった。柘榴口の構造は、浴槽の上部を覆うことにより湯気を逃げにくくし保温する役割を持っていた。江戸期は木材などの燃料や水が貴重であり、多量に使うことができないので、資源の節約を目的に湯を保温する構造にしたと考えられる（江夏〔1997：66〕）。

柘榴口は鴨居が低いので、浴槽の中は非常に暗かった。先に浴槽に入った客にぶつからぬよう、後から入った客は声をかけながら浴槽に入り、また先に入った客は咳払いなどして気を配ったようである（武田〔1967：106-107〕、大場〔1986：70〕、江夏〔1997：68〕）。暗かったので浴槽の中では何が起きているのかわかりにくい状況であった。たとえば柘榴口内で殺人が起ころうと、わかることはなく、その死体にも人々はなかなか気付かなかったと言われるほどである。また汚物が浮いていても気が付かなかったと言われている（武田〔1967：106-107、184-185〕、大場〔1986：70〕、江夏〔1997：68〕）。今日とは違って、浴槽の湯を頻繁に取り替えることはなかった。京都や大阪では浴槽から汲んだ湯で垢を落とし、江戸では上がり湯を汲んで垢を落としたという。また京都では浴槽内で垢を落とすこともあったようである（京都市社会課〔1924：34〕）。よって柘榴口の中の湯は現在の浴場に比べて汚れていたと考えられている。

さらに江戸期の湯屋では、男女混浴がほとんどであった。江戸期の湯屋に関する先行研究の多くは男女混浴と後述するの存在に紙幅をさいている（中野〔1970〕など）。この側面は明治期の湯屋に対する法制度の中で取り締まられる要素の1つであるので、以下に男女混浴と湯女において補説する。

湯女⁵が現れたのは室町後期、湯女の全盛期は江戸期であると言われている。湯女のいる湯屋を湯女風呂などと言った（武田〔1967：112-113〕、中野〔1970〕）。湯女の当初の役割は垢をとったり髪を結ったりすることであったようだが、後には売春する湯女が現れ、湯女すなわち売春婦とみなされるようになった。吉原は夜間営業が禁止されており、遊ぶ金も湯女風呂より高額であった。そのため、吉原の客の入りが悪くなり、幕府は1657（明暦3）年、吉原すなわち公娼制度を守るために湯女を禁止した⁶。

また江戸期の湯屋に対する取締の中で最も厳しかったのは、男女混浴であろう。当時の男女混浴は「^{いりこみゆ}入込湯」と呼ばれ、何度か禁止令が出されている。男女混浴が禁止されたのは江戸だけではなく、大阪や京都においても同様であった。『守貞謄稿』によれば、京都や大阪では天保年間（1830年から1844年）頃まで、江戸は寛政の改革（1787〔天明7〕年～1793〔寛政5〕年）まで男女混浴であり、以後は男女の浴槽が分かれることになる。京都において男女混浴が禁止されるのは1843年頃（天保13年）6月23日である。このときの京都御触頭書には、江戸に倣ってこの法令を出すとあり、男女別の浴槽を設けるか、一つの浴槽を男女日別で分けるか、どちらかにすることとある。（岩生〔1973〕）

江戸期の浴場構造の主流である柘榴口の中は暗く、性的行為などが行われていたとも言われている。渡辺〔1996〕は江戸期中頃以降に流行した川柳から、男女混浴の中で今日言うところの「痴漢行為」があったと示唆している。

また多くの春画にも男女混浴における性的行為が描かれているが、川柳にも春画にも作為や多少の誇張があったと思われるのでこれらを当時の情景をそのまま描いたものとして捉えることは難しい。

このように、明治期になって初めて男女混浴が禁止されたのではないことに注意する必要がある。

以上のような江戸期の湯屋が有していた側面は、明治期以降の湯屋にも継受することとなった。

2. 「湯屋取締規則」と「湯屋営業取締規則」

柘榴口が主流であった湯屋が、今日のように浴槽が湯をたっぷり入った様式になったのは、明治期以降である。はじめてそのような湯屋を構造様式にしたのは、1877（明治10）年頃、東京神田の鶴沢紋左衛門という人物であったというのが定説になっている（全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会 [1972: 158]）。

明治期になると特に東京において湯屋の数が増加する。湯屋に対する最も早い統合的な法的規制は、1879（明治12）年東京府で制定された「湯屋取締規則」である。これにならって全国各地方自治体でも、湯屋に関する統合的な法的規制が出される。1880（明治13）年秋田県で「湯屋取締規則」、1882年（明治15）年山梨県「湯屋営業規則」などである⁷。

1879年の「湯屋取締規則」は1885（明治18）年に改正された。一方、1886（明治19）年には京都府において「湯屋営業取締規則」が制定された。本章では東京と京都における、この3つの規則を比較、考察する。

2.1. 明治12年東京府「湯屋取締規則」

1879（明治12）年、内務省警視局が定めた「湯屋取締規則」⁸（資料1参照）は全十四条から成る。その内容は湯屋営業に関する手続き、湯屋の組合の取決め、防火という観点における湯屋の設備、湯屋における防犯、混浴・裸体露出の禁止、「木拾い人」⁹の問題などにわたっている。

まず湯屋を開業する際は、書類に組合の印の受領後、警視本署へ願い出て、鑑札を受け（第一条）、廃業するときは書類に記入し、鑑札を警察分署へ返し（第二条）、鑑札を失くした場合や住所が変わる場合は、第一条の手続をふんで、鑑札を受け（第三条）なくてはならない。また、湯屋の組合¹⁰に関して、第一条の営業者は一部区毎に組合を定め、取締・副取締を決め組合内の諸事取締をしなければならず（第四条）、組合取締は犯罪人の人相書の布達がある場合はすみやかに組内に廻達すること（第十三条）が義務付けられた。また、組合規則を私的に設けることは許されなかった（第十四条）。

湯屋における設備については、火焚場は石煉瓦か塗屋、煙突天井裏は漆喰かブリキなどの不燃物でつくり、火をおこす場所・煙突天井裏は毎月1度掃除（第五条）し、午後11時に入浴を止め、烈風のときは時間に関わらず営業を止めなくてはならない（第八条）とされている。また防犯の観点から、入浴客の衣服・その他物品が紛失しないよう注意¹¹し（第九条）、犯罪人人相書に類似した者などを、巡行巡査が最寄りの警視分署へ訴える（第十条）ことが義務付けられた。

浴場は必ず男女の区域を設け（第六条）、浴場・二階の内側などが外から見えないように簾等を使用し、また出入口を開放したままにしないこと（第七条）とされた。また木拾い人が他の所有の竹木等を採ることが禁止（第十二条）された。

明治期以降の湯屋に言及した研究では、男女混浴や裸体を露出することの禁止が近代化との関係で注目されている。このことを踏まえると、法的にもこうした側面が重視されているのではないかと推測される。

しかし、実際はそれ以外の要素と並立的に言及されていた。特に、防火への言及は注目される。江戸期から東京は火災の多い地域であった。火元となる可能性が高い湯屋に、防火の視線が、注意深く注がれるのは当然であろう。そして1885（明治18）年の改正後の「湯屋取締規則」では、設備に対する詳細な規制がより顕著になるのである。この規則からは、営業手続や組合など湯屋営業に関して、警察による管理下に置こうとする意図が読み取れる。

2.2. 明治18年東京府「湯屋取締規則」

1879（明治12）年の「湯屋取締規則」は1885（明治18）年に改正され（資料2参照）全二十三条となった。

内容は営業に関する手続き、同業者の取決め、防火の観点からの湯屋の設備、湯屋における防犯、男女混浴・裸体露出の禁止、湯に対する規制、木拾い人の問題などにわたっている。

改正前と変化が見られる条項、及び新たに加わった条項として、営業に関する手続きでは、営業希望者は願書に建設地名・浴場種類・構造方法・焚物種類を記入し、図面を添え、区は区長、郡は戸長の印を加え警視庁に提出し、許可を受けること（第一条）となった。警視庁は土地の状況によりその届けを許可するが、許可を得た者は建築落成の上検査証を受けなければ開業できなくなった（第二条）。構造方法・焚物の種類を変えるときは警視庁へ届出て許可をうけ、落成の上検査証を受け取り開業する（第三条）。廃業・改名・湯質の変更の際は3日以内に届け出て、廃業・改名に関しては区長または戸長の印をもらい（第四条）、正当の理由がなく落成期日を延長、または休業60日以上に及んだ場合、免許を失うことになる（第五条）。

また防火の観点による湯屋の設備への規制として、火焚場・煙突は石や煉化石などで築造し、石炭を用いない煙突は漆喰塗でもよいが、厚さを1寸5分以上にし（第六条）、煙突は屋上へ3尺以上の伸ばし、その周囲2間以内は不燃物で覆う（第七条）こととした。焚物置場は火焚場から3間以上の距離をとり、焚物小出場は火を焚く場から間をあけ3尺以上のところに不燃物の障壁を設け（第八条）、火消所・灰置場の構造は深さ3尺以上の抗穴にし、各個隔日の使用のため、中央に蓋を設けてその蓋は不燃物を用い、地質によっては石や煉化石などを用いれば地上の構造でも差し控えない（第九条）とした。火消所・灰置場の周囲3尺以内に焚物その他可燃物を置いてはならず（第十条）、灰や消えた炭は埋めたあと24時間経過し火気消尽しなければ、その外に出してはいけない（第十一条）、煙突は毎月1度20日または25日に休業して掃除し、その期日は所轄警察署へ届けなくてはならず（第十二条）、火焚場・煙突・火消所・灰置場等の破損があるときは速やかに修理する（第十三条）とした。

浴場は男女互いに見えないように区域を設けるだけでなく、7歳未満以外は男女の混浴は禁じられた（第十四条）。

湯質については、鉱泉、薬湯はその種質、効能、入浴法を浴場内の見えやすい所に掲示し（第十六条）、鉱泉や薬湯など特別の許可を受けたもの以外は前日使用の汚れた湯水は入浴用に使用してはいけない（第十八条）とされた。

同業者で規約を設けるときは警視庁の認可を受けなくてはならず（第二十一条）、防犯上の注意として、遺留品などの扱いはその品名を掲示し、5日以内に持主がわからなければ、所轄警察署へ届け出、不正の疑いがある場合は速やかに届け出なくてはならない（第十九条）。

加えてこの規則に違反した者は違警罪¹²の刑に処す（第二十二条）こととし、この営業者は明治16年5月警視庁甲第7号布達によりその営業を禁止または停止することもある（第二十三条）。

改正後、どのような変化が見られたらうか。まず湯屋の営業・廃業に関する手続きが厳格になった。当初は届出制であったものが、改正後は警察による許可制となった。また正当な理由のない落成期日の延長及び60日以上の休業によって免許を失うこととなり、この規則に違反した場合の罰則が取り決められた。

そして改正前と引き続き、防火への条項もあるが、改正後は、それらが非常に詳細になったことが注目される。改正後の「湯屋取締規則」は全十四条から全二十三条となり、条項が9つ多くなっているが、そのほとんどが防火に関する事項であった。1879年の「湯屋取締規則」では、火焚場は石煉瓦か塗屋、煙突天井裏は漆喰等の不燃物での築造が指定されるにとどまっていた。しかし改正後は、それに加えて煙突の厚さ及び長さが指定され、焚物置場など火気を受けやすい場所への注意、灰や消炭の処理など、かなり詳細に規定された。また月1度の煙突掃除についても、改正後は掃除の期日を警察に届けることが義務付けられ、煙突掃除の徹底が図られた。

なぜ、このように防火の条項が増え、詳細に規定されるようになったのか。改正前と改正後の間には、1881（明治14）年東京府布達「防火線及屋上制限規則」¹³、1883（明治16）年布達「燃質物置場規則」¹⁴など防火に関する法的規制が相次いで制定されている。前者では、火災の延焼を防ぐために都心の主要街路および運河沿いを「防火路線」とし、そこにある建物を煉瓦や石など不燃物で築造することとし、既存の木造家屋にも取り壊しを強制した。後者は、防火路線の制限のある場所に燃料物質を置くときの規定を定めている。そのような対策により、1882（明治15）年以降、東京における大火は減少した（鈴木淳 [1999: 136-137]）。おそらく改正後の「湯屋取締規則」はそれに準じたと考えられる¹⁵。

このように、警察への届出の徹底した義務付けや違反した場合の罰則の規定、防犯、防火に関する詳細な言及か

ら、警察による湯屋への統制が強化されたといえよう。

2 3. 明治19年京都府「湯屋営業取締規則」

京都府の「湯屋営業取締規則」¹⁶（資料3参照）は全十八条から成る。内容は営業に関する手続き、防火の観点による湯屋の構造統制、男女混浴・裸体露出の禁止、湯に関する規定、湯屋における防犯、違警罪に該当するものなどにわたっており、一部を除き、ほぼ1885（明治18）年の東京の「湯屋取締規則」と同様である。

京都における規制は、湯屋営業に関する手続きとして、まず湯屋とは洗湯¹⁷、薬湯（人工鉱泉も含む）、鉱泉または蒸湯などを開設し入浴させる営業者のことで、この営業者は適宜、組合を設けて取締人を置き、且つ組合規約を設ける場合には所轄警察署（分署）の認可を受けること（第一条）と湯屋の定義から述べられている。営業及び廃業などの届出は警察に所定の手続きで行なうこととされ、ここでも警察の管理下におかれていることがわかる。

また営業時間は午前4時から午後12時とし（第九条）、火焚場・煙突・天井裏は少なくとも毎月3回は掃除し、日を決めてあらかじめ所轄警察署又は分署へ届け出ることが義務付けられた（第十一条）。

さらに、湯の温度は統制すること（第十条）、薬湯鉱泉等の許可を受けている以外の湯は毎日換え、浴槽・洗場・汚水流出路は毎日掃除すること（第十二条）とされた。

湯屋内の遺失品について、5日以内その品を預かり、その期間を過ぎて持主がわからない場合は、現品を添えて所轄警察署分署交番等へ届け出て（第十四条）、入浴客の所持品が盗難・紛失の際には、直に所轄警察署分署派出所交番へ届け出ること（第十五条）とされた。

入浴料は入浴客の見えやすい所に掲示することが義務付けられ（第十三条）、この規則の第一条、第二条但書、第三条但書、第五条但書、第八条、第九条但書、第十二条但書、第十六条、第十七条を除くその他の各条に違反した者は刑法違警罪に処される（第十八条）。

またその疾患者に相当する薬湯を除いて、付き添い人のいない老人・幼児または人の嫌忌する疾患（梅毒・疥癬など）は入浴させてはならない（第八条）。

洗い場・火焚場・煙突など空気の流通するところ等は、警察官吏又は衛生吏員において随時臨検し、危険または衛生上問題があると確認した場合は、その部分の修繕もしくは改造させることもある（第十六条）。

1879（明治12）年「湯屋取締規則」と比較して、この規則で注目されるのは、「木拾い人」がまったく登場しないこと¹⁸、入浴客の病気による制限（第八条）や、「衛生吏員」（第十六条）について言及されている点である。ただ、「湯屋取締規則」（改正後）では湯の統制として、前日用いた湯を次の日使用しないことという取決めがあり、これは衛生的側面と言えるかもしれない。

江戸期から明治期になっても京都の湯屋の状況はあまり変わらなかったようである（京都市社会課 [1924 : 33]）、京都市社会課 [1924]によると、1877（明治10）年の京都の公衆浴場数は「湯屋、風呂屋¹⁹合せて百六軒」と記されている。

1877年に106軒であった京都市の公衆浴場数は1903（明治36）年には242軒に増加した²⁰。さらに1920（大正9）年までの間に湯屋の数は漸増した（京都市社会課 [1924 : 32]）。京都の「湯屋営業取締規則」の第一条に湯屋の営業組合などの取決めの前に、湯屋すなわち営業用浴場の定義が述べられているのは、湯屋数の急激な増加が原因にあるのかもしれない。

3 .「湯屋取締規則」「湯屋営業取締規則」にみる湯屋の管理背景

「湯屋取締規則」及び「湯屋営業取締規則」は主に、防火、湯屋内の防犯、湯に対する統制、湯屋営業・廃業の手続きの統制といった要素から成る。特に4点目の湯屋営業・廃業手続の統制で、営業廃業手続きの際はもちろん、湯屋の構造や湯の種類を変更する際にも警察に届け出ることが義務付けられた。明治期の湯屋は警察の所轄にあった。

なぜ警察が湯屋を管理したのか。そして湯屋は警察にどのように管理されたのか。本章ではこれら2つの問題関心から湯屋の管理を考える。

明治期以降、警察制度はヨーロッパを基準として追求された。1868（明治元）年において警察的機能は軍務官と刑法官が担っており、翌1869（明治2）年、兵部省（地方の警備などを主任務とする）と刑部省（犯罪の捜査、及び犯人の検挙・糾弾等を掌る司法的警察機構）、弾正台（政治的陰謀を全国的に偵察することを職務とする政治警察的機構）の三者で構成されることとなった（大日方 [1992 : 25-26]）。

1871（明治4）年、刑部省と弾正台が廃止され、兵部省が警察管轄権を失った。この年に司法省が設置され、警察権が全国的に司法省のもとに統一されることとなった。1873（明治6）年11月6日に内務省が設置され、翌1874（明治7）年1月9日に司法省警保寮が内務省に移管される。ほぼ同時期、1874年1月15日に東京警視庁が設置され²¹、1874年2月7日東京警視庁職制章程並諸規則が制定される²²。ここでは、「行政警察」について「警保ノ趣旨タル人民ノ凶害ヲ予防シ世ノ安寧ヲ保全スルニアリ」という理念を持ち、その職務は大別すると権利、健康、風俗、国事の4つに分けられるとされた（第二章）。京都府警察史編集委員会 [1975]によると、これは行政警察の概念とその限界を明確化したものであり、日本最初の行政警察規則というものであった。

1875（明治8）年、太政官達第29号「行政警察規則」が東京府他の各府県に公布施行された。「行政警察規則」の中の、行政警察の趣意が前年の「警視庁職制章程並諸規則」と同様に述べられており、職務も同じ4点に大別されている。行政警察の機能は犯罪の予防、安全の確保という観点に依るものであり、事後処理的に事態に対応するのではなく一般行政と関わりあいながら予防を行なう必要があった。つまり警察は一般行政の領域に介入し、権限を拡大する構造を持つこととなる（大日方 [1992 : 185]）。

それは警察が当時の人々の生活に対して広範な権限を持ったということである。1879（明治12）年の「湯屋取締規則」も警察による広範な範囲にわたった取締の中の1つであった。

中でも第六条・第七条で規制の対象となっている男女混浴、裸体の露出については、警察による湯屋の管理がどのように行われたのかという点で注目に値する²³。実は、男女混浴及び裸体露出はこの規則以前にも何度か取り締まられている。1868年（慶応4）年に、東京築地を外国人に開放したため付近の湯屋の男女混浴と二階の目かくしが厳達された。明治期以降、1869年に男女混浴が禁止される布達が出される（東京都編『東京市史稿』市街篇50 [1961 : 474 476]）。そして1872年（明治5年）に、男女混浴と湯屋の二階や入口が外から見えないようにすることが定められた。他府県においても男女混浴を禁止する点では、明治12年以前から各地方自治体により法令が出されている²⁴。京都では、1871年に男女の混浴が禁止されている（京都府布達160号）。

明治期に各地で男女混浴や裸体を見えないようにすることが禁止された背景には、日本に來日した西欧人たちの日本に対するまなざしの影響がある。明治期以降日本を訪れた多くの西欧人は日本の生活形態や習俗に触れ、手記を残した（Harris [1930 1953 1954]、Perry [1856 1988]、Suenson [1869 1870 1989] など）。そこには、日本人の男女混浴している様子や裸体を人前で露わにするのを厭わない姿が描かれているものが数多くある²⁵。西欧人たちは日本人の裸体露出や混浴を程度の差はあるが問題視していた。そして日本側も西欧の意見、つまりまなざしを受け入れ、そのまなざしは知識人や為政者を中心に内包されていった。

ベルツの手記に、1876（明治9）年ベルツが東京を訪れたとき、日本の知識人が「われわれには歴史はありません。われわれの歴史は今からやっと始まるのです」と断言したという記述がある。現代の日本人は自分自身の過去については、もう何も知りたくはないどころか、教養ある人たちはそれを恥じてさえいるとベルツは見解を述べている（Bälz [1931 1979 : 47]）。これは西欧のまなざしを内包化し、日本の歴史を全否定するというような過度な近代化のまなざしを持ちつつあることを示している²⁶。それはもはや西欧人のまなざしを超えた、過度な近代化のまなざしであったように思われる。つまり日本を近代国家にするため、すなわち西欧のようにするために西欧より西欧らしくあるとする姿勢である（今西 [1998 : 160]）。日本が近代国家になるためには、すなわち西欧のようになるには、西欧から見てよくないと見なされる日本の旧来の風習、つまり男女混浴や裸体を人前で露わにする習慣を改め、「近代化」する必要があった。そのために、従来の習慣を「陋習」と見なし、それを禁止することが求められた（大日方 [1992 : 170-174]）。そうして作られたのが「違式註違条例」である²⁷。

「違式註違条例」とは日常生活の軽犯罪の取締であり、「違式」は掟にそむくこと、故意の犯罪、「註違」とは誤って掟をおかすこと、過失の犯罪のことである²⁸。それぞれの府県によって「違式罪目」「註違罪目」が定められた²⁹。これらの罪目の数は東京においては1874（明治7）年に59項目（警視庁 [1893 : 17-22]）であり、京都では1876

(明治9)年において98項目であった(京都府警察史編集委員会[1975:211-212])。「違式註違条例」は実に多岐にわたる内容を規制し、それらは庶民の日常生活に大いに影響することであった³⁰。例えば軒外へ木や薪などを積み置くことや下水などに塵を投棄すること、往來の常灯を破壊すること、喧嘩口論など大声をだす行為は道路・下水・河川などの公的空間の秩序を維持するために禁止され、民衆の生活に関しては身体へ刺青をする者、春画を販売する営業者、また腐敗した食物と知りながら販売する者、病死の禽獣と知りながら販売する者が取り締まられた。この中に、男女混浴の営業と裸体の露出の禁止も含まれていたのである。

それぞれの府県によって定められた「違式註違条例」はその後「違警罪」として編入され³¹、1908(明治41)年に刑法と分離され「警察犯処罰令」、そして戦後軽犯罪法へと継承されていく。

明治期、権力を所持する側は、男女混浴や裸体を露出することなど従来生活習慣を「陋習」と見なし禁じることにより「近代化」という新しい秩序を徹底させようとした。1874年の「違式註違条例」の「違式罪目」には「第十二條 男女入込湯ヲ渡世スル者」「第二十二條 裸體又ハ袒裼シ或ハ股脛ヲ露ハシ醜體ヲナスモノ」などの項目があり、実際、1876年1月22日「讀賣新聞」では「箱崎町において男女混浴のふる屋を摘発」など、混浴禁止に関する記事が多く見受けられる³²。また、「違式註違条例」など当時の慣習に対する取締の背景には、「近代化」を徹底させるだけでなく政治権力による秩序を浸透させるという目的があり、警察はそのために強制力を執行したのである³³。

また従来研究で論じられているように、特にコレラ予防対策と衛生行政に警察は密接に関わった(大日方[1992]、小野[1997]、小林[2001]など)。当時、急性伝染病の予防体制の確立が第一の課題ではあるものの、広い意味で近代衛生行政を樹立することが目的であった。だが、明治初期の日本は、度重なるコレラの流行に見舞われる。そのため急性伝染病への早急な対策が必要とされた。これにともなって海港検疫や避病院、患者の届出、交通遮断、消毒等の詳細な規定を設けた、1877(明治10)年「虎列刺病予防心得」が内務省より公布された。特に1879(明治12)年のコレラの流行は、地方機構を著しく強化した。その後も明治年間を通じ、最も重要な衛生行政事務の一つであった防疫体制は拡充され、地方行政機構も強化された。1882(明治15)年の東京府下におけるコレラの流行に関しては、その予防消毒のため東京府だけでなく警視庁も加わり、両庁の所管を調整した東京検疫局が設置され、防疫に努めることとなった。コレラ伝播を防ぐため、検疫や隔離は徹底的に行なわれた。コレラ患者が発見されるとその家の入口には病名表が貼付され、その家の前は交通が規制された。また家族・同居人の外出は制限されるなどの処置がとられた。コレラの検疫委員は医師や郡や区の役人などが任命されることもあり、警察のみが対策にあたるという仕組みではなかった。しかし、実質的には衛生行政を執行するのは東京では警察であった。

それにもかかわらず、警察の管轄下に置かれた湯屋の法的規制すなわち「湯屋取締規則」では、衛生的側面からの言及はほとんどされていない。そして、先行研究が目指した「違式註違条例」などに見られる、男女混浴や裸体を露出することに対する禁止は「湯屋取締規則」及び「湯屋営業取締規則」において、その他の条項と並立に列挙されているに過ぎない。

湯屋に対する法的規制の上で、最も詳細に述べられているのは防火の側面から見た湯屋の設備に対してであったのである。

結

1879(明治12)年「湯屋取締規則」、その後1885(明治18)年に改正された同規則、1886(明治19)年に京都において制定された「湯屋営業取締規則」を検討してきたが、その結果は驚くべきことであった。規則の中で、衛生に関連する注意はほとんど見受けられなかったのである。また男女混浴や裸体の露出に対する規制なども成されているが、それらはほんの一部にすぎない。

では本論文で扱った「湯屋取締規則」及び「湯屋営業取締規則」の関心の中心は何であったのか。それは、防火の観点からの湯屋の設備に対する詳細な言及である。東京だけではなく、京都においても同様である。これらの法的規制は、火災予防といった点を大きな関心の対象として示していた。そして東京においては「木拾い人」という条項が継続して提示され、湯屋の燃料調達に対する指摘がなされている。湯屋の法的規制の中で、このようなイン

フラに対する記述は顕著である。それにもかかわらず、湯屋のインフラの設備といった点に従来の研究はほとんど目を向けてこなかった³⁴。

考えてみると、湯屋には風俗といった側面のほかに、さまざまな要素がある。湯屋という場を成立させる条件として、場(土地)の確保、浴場を運営していくための資金の調達、浴場の経営戦略、公衆浴場を維持するインフラの整備、今回ケーススタディとして取り上げた公衆浴場を規制する法制度が挙げられよう。

湯屋の多様な側面を描くことが、湯屋という場への理解につながる。あまりにも自明な事象は、問題化されにくい。鈴木[2001:197-215]は江戸期の入浴史の検討に先立って、清潔が保健衛生上不可欠な問題であり、入浴が皮膚の清潔を保つために行われるという認識は近代人の認識であり、それを入浴史全体に遡及する危険性を指摘している。

確かに入浴の目的は、序で述べたように、身体の清潔とまず結びつけられてきた。そしてこのような「近代人の認識」に立っていたからこそ、ほとんどの先行研究者にとって、「湯屋の男女混浴」についても、その「非近代的」な側面が際立って見えてしまったのではないだろうか。これらの研究が、近代化を批判的に検討するものであるにせよ、湯屋の問題として「混浴」「裸体露出」が特に注目されたのには、湯屋がもっぱら「風俗の近代化」という文脈で問題化されたためであると思われる。もちろん、男女混浴や裸体の露出の禁止といった明治期の日本に生じた問題を論じること、意義がある。だが、その点のみを記述するあまり、湯屋の管理におけるその他の要素を見えにくくしてしまったことは否めない。湯屋の設備などのインフラに関して、湯屋が運営される中では大前提となる条件であったために、これまであまり語られてこなかったのだろう。

今後の課題として、湯屋のインフラについてはもちろんだが、先に挙げた湯屋を成り立たせる条件の側面それぞれを考証することが必要である。さしあたって、防火的側面における湯屋の特性の可能性を、さらに検証することとしたい。

また、湯屋という空間が身体や身体観にどのような影響を及ぼしたのか。フーコーの『監獄の誕生』における監獄の構造と監視の関係の考察はあまりにも有名である。監獄における監視の形態と、湯屋における空間の形態は本質的には異なるものであろうが、身体に対する意識の変化を読み解く上では、湯屋という空間の考察も重要である。

本稿で取り上げた法的規制における、防火の注意などが湯屋の構造を規定するのは明確である。このような湯屋の構造、空間における身体に対する意識変遷を追うことは、入浴の歴史を考証する上で入浴の新たな側面を提示できると確信している。

注

1 神保[1977]、河上[1977]、花咲・町田[1993]など。特に江戸期において湯屋(現在の公衆浴場に相当する)が隆盛し、多くの資料が残っていること、男女混浴などが行なわれていたということから風俗的関心を呼び、多くの研究が成されたと考えられる。

2 「京都新聞」2003年10月18日夕刊では、「最近の健康ブームで急増する大型の「スーパー銭湯」に押され気味な古典的銭湯」とスーパー銭湯の台頭に言及しており、また、「神戸新聞」2003年7月19日では、東京における「大江戸温泉物語」(江東区・お台場)や「スパラクーア」(文京区・後樂園)など、テーマパーク型大規模温泉施設の相次ぐ開業を取り上げている。

3 武田[1967:38]の入浴目的は、鈴木[2001:197-215]も引用している。

中野[1970]は入浴が衛生的理由で行なわれるということを前提とした上で、入浴する理由はほかに、身心の爽快さという魅力や水浴する衝動があるのではと問題提起している。

4 石榴口とも書く。従来の研究では柘榴風呂と言われることもある。

5 湯女の役割は、もともと入浴の流しや髪結い、衣服の世話などをすることであった。湯女の起源については様々な説がある。代表的なものは以下の2つである。1つは、寺の浴室を管理する役僧を、略してと呼び、武士が休養のために浴するようになると、入浴の世話をする女性が現れ、湯女・湯名・湯娜の文字をあてはめるようになったということ(武田[1967:112])。また、仁西上人が有馬温泉を再興したときに、入浴の世話をさせる女性を置いたこと。2人の女性が入浴の世話をし、年上の方を大湯女、年下の方を小湯女と呼んだ。(中桐[1929:139-140])

6 全国公衆浴場環境衛生同業組合連合会 1969『史料解説附公衆浴場史略年表稿本(明治以前)』187

7 このほかに、北海道で「湯屋営業取締規則」が1883年(明治16年)には岩手県で「湯屋取締規則」。また北海道では、「湯屋営業取締規則」とは別に「湯屋取締規則」が布達される。1884年(明治17年)には、滋賀県で「湯屋取締規則」が出される。

- 8 1879(明治12)年甲32号「湯屋取締規則」
「東京警視本署布達全書」1878 1886年(近代デジタルライブラリー〔国立国会図書館〕収載)
http://kindai.ndl.go.jp/cgi-bin/img/BIIImgFrame.cgi?JP_NUM=40025299&VOL_NUM=00003&KOMA=21&ITYPE=0
- 9 江戸期、都市の湯屋においては毎日早朝に人家付近に捨てられた木屑を拾い集め燃料として用いた。木屑収集が困難になると近隣地域から運搬される薪の購入に頼ることになった。江戸では火事も頻繁に起こったと言われるが、その焼け跡の木材は焼け地の片付けを条件に湯屋に無料で引き渡された。邸宅の植木の枝も湯屋に利用されることが近年まで続いた(全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会[1972:137])。
- 10 組合に関しては、近世にも組合に相当する湯屋仲間の制度があった。『全浴連三十年史』は江戸幕府公認であった湯屋株仲間が、明治期になっても引き継がれたとみなしている。
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会[1990:21]
江戸幕府公認の湯屋株仲間は明治新政府にも引継がれた。明治十二年十月三日布達の『湯屋取締規則』はその第一条に
湯屋及び薬湯温泉等営業ヲナサムトスル者ハ第一号書式準抛シ組合取締ノ加印ヲ以テ警視本署ヘ願出鑑札ヲ受クベシ
とある。江戸時代湯屋株仲間の枠外でとかく紛争の種をまいた薬湯、温泉も新規営業の願出には組合取締の承認を必要とし、組合の枠が拡大されている。その他、第四条一群毎に組合を設ける第十三組合の警察行政への協力、第十四組合規約の届出など、幕府が湯屋株仲間には課していたであろう条件が明文化規定されたのであろう。
湯屋の「組合」は湯屋の営業を考察する上で重要な点であり、戦後の公衆浴場の営業組合との比較検討も含め、今後別の機会に考察する。
- 11 湯屋内での紛失物について言及されているのは、湯屋内の紛失物が多かったためだろう。実際に明治期の「讀賣新聞」の中には、公衆浴場内で起こった盗難事件の記事が多く見られる。
「讀賣新聞」1875(明治8)年2月5日朝刊
「讀賣新聞」1876(明治9)年1月17日朝刊
「讀賣新聞」1876(明治9)年1月27日朝刊
「讀賣新聞」1876(明治9)年5月2日朝刊
「讀賣新聞」1879(明治12)年1月11日朝刊
など。
- 12 旧刑法(明治13年太政官布告36号)に規定した拘留、科料にあたる軽い罪。違警罪即決例(明治18年太政官布告31号)により、正式裁判によらず警察署長が即決処分によって処罰することが認められた。昭和23年輕犯罪法施行で失効。
- 13 1881(明治14)年東京府布達「防火線及屋上制限規則」(近代デジタルライブラリー〔国立国会図書館〕収載)
http://kindai.ndl.go.jp/cgi-bin/img/BIIImgFrame.cgi?JP_NUM=40025157&VOL_NUM=00002&KOMA=46&ITYPE=0
- 14 1883(明治16)年布達「燃質物置場規則」(近代デジタルライブラリー〔国立国会図書館〕収載)
http://kindai.ndl.go.jp/cgi-bin/img/BIIImgFrame.cgi?JP_NUM=40025157&VOL_NUM=00002&KOMA=51&ITYPE=0
- 15 湯屋同様に人が集まる施設、例えば旅館についてみると、1877(明治10)年布達「旅人宿規則」では、防火に関する特別な注意はない。一方「湯屋取締規則」に関しては、前述の「防火線及屋上制限規則」以前から、防火に対する言及があった。旅館以外の他の施設にも目を配る必要はあるが、湯屋に対する防火への言及は、湯屋特有の問題があると示唆しているのではないだろうか。この点の検証については今後の課題としたい。
- 16 「京都府布達要約 第七編 上」明治十九年(京都府総合資料館蔵)
- 17 洗湯とは、「せんとう」と読み、「銭湯」と同じ意味だと思われる。
- 18 江戸期の大阪の商人、喜多川守貞の記録『守貞謄稿』巻25に湯屋の燃料に関する記録がある。それによると、大阪の湯屋は薪を使うことが主であり、江戸の湯屋では薪も用いるが、まちの人々は古材朽木があるときは湯屋の下男を呼んで引き取ってもらった。またこのような下男は近所を回って木材を集めることもあり、芥溜場や川岸などを巡って竹木などの木材を拾うこともあった。このことを「湯屋の木拾い」という、とある。喜多川守貞は江戸の「湯屋の木拾い」に関して非常に注目して記しており、木拾い人は大阪京都ではまったく描かれていない。おそらくこの守貞の記述からすると、19世紀後期に木拾い人は大阪や京都にはいなかったのではないかと考えられる。(朝倉治彦・柏川修一編[1992:45])
京都市社会課[1924:13]によると公衆浴場を運営する上で最も費用がかかるものが燃料であった。全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会[1972:138]には燃料調達において、時にドブ板までをはがして持ち去ることもあったようだ、という記述がある。
木拾いという燃料調達の方法がなぜ行き過ぎる傾向があったかということ、入浴料金の問題がその背後にあると考える。当時は現在のようにならぬ湯屋が同じ料金という訳ではなかった。いくつかの湯屋で協定料金の取り決めということがあったようだが、誘客作戦として湯屋同士で値下げ競争に陥ることも度々であった。燃料費を少しでも抑えるために木拾いは行き過ぎてしまいがちだったのではないだろうか。

- 19 「風呂屋と云へば家に蒸風呂を据えて営業してあるものを風呂屋と云ひ」(京都市社会課 [1924 : 31]) という記述が見られることから、この「風呂屋」とは蒸風呂のことであろう。蒸風呂は1907(明治40)年頃まで僅かに存在していたようだが、1917(大正6)年頃にはなくなってしまったようである。
- 20 その中で蒸気機関を用いるものは、おそらくボイラーであると思われるが、8軒であった。
- 21 東京警視庁は1874(明治7)年に創設されたのち、1877(明治10)年1月11日に内務省警視局へ主管事務を移管されることにより、一時廃止される。その理由としては以下の2点挙げられる。1つは国政が安定せず、農民や士族による騒乱事件が相次いで発生し、地方の警察はこれらに対処できず警視庁に頼らざるをえない状態であった。これは東京警視庁が他の府県警察に対して圧力を加えるおそれがあったこと。もう1つは予算上の問題である。一般の租税を減額し、国民生活の安定をはかるようとする基本政策が示された。各省において経費削減の施策をとっているのにも関わらず、警視庁のみが膨大な予算をもち独立警察を維持することは政府の施策に反するという見地があったことである。
- 廃止後の1881(明治14)年10月14日に警視庁は再び設置される(京都府警察史編集委員会 [1975 : 351])。
- 22 1874(明治7)年1月27日に東京警視庁職制並諸規則仮定が制定される(京都府警察史編集委員会 [1975 : 347] 大日方 [1985a : 29])。
- 23 明治期における湯屋の管理に言及した先行研究(今西 [1998] 立川 [1996 : 77-98] 鈴木理 [1993 : 62-78] など)は、湯屋取締規則について男女混浴の禁止と裸体を露出することの禁止の点に特に注目してきた。それらの研究の観点は近代以降のセクシュアリティや身体の変化への関心から湯屋を扱うという立場にたった論考だからである。だが、これらの関心が湯屋の管理を論じる上で男女混浴・裸体露出の禁止の側面を強調し、湯屋の管理その他の面を見えにくくしている点は否めないであろう。筆者は湯屋の歴史そのものを扱うという見地に立っており、湯屋の管理における他の要素を看過することは出来ないと考える。
- 24 1872(明治5)年、東京の他に北海道、静岡でも男女混浴が取締の対象になっている。
- 北海道「沿革類聚布目録沿革類聚」1894(明治24)年(近代デジタルライブラリー〔国立国会図書館〕収載)
http://kindai.ndl.go.jp/cgi-bin/img/BIIImgFrame.cgi?JP_NUM=40023229&VOL_NUM=00001&KOMA=330&ITYPE=0
- 静岡県「沿革静岡県諸達類聚目録静岡編」1884(明治17)年(近代デジタルライブラリー〔国立国会図書館〕収載)
http://kindai.ndl.go.jp/cgi-bin/img/BIIImgFrame.cgi?JP_NUM=41019285&VOL_NUM=00000&KOMA=186&ITYPE=0
- 25 なお、今西 [1998] や立川 [1996] など男女混浴禁止や裸体露出禁止を取り上げる先行研究は、それら西欧人の手記に依拠しながら、当時の日本の状況を読み解く試みによるものである。明治期、日本を訪れた多くの西欧人による「文明のまなざし」は日本人の身体のある方に介入した。
- 特に、今西は男女混浴禁止や裸体禁止令が施行される中で、日本人の身体統制という点から近代と前近代の軋轢を描きだしている。だが身体に着目する立場から男女混浴禁止や裸体禁止の側面を抽出しているため、その他の湯屋の管理に対する言及はなされていない。
- 26 「混浴」を「醜態」として見る、この文明のまなざしは、やはり男女の「裸体」を過度に「性的身体」としてとらえている。このように、欧米人のまなざしであった文明のまなざしは、日本の知識人のまなざしとなり、伝統社会に生きる民衆を「野蛮・未開」としてとらえるようになってくる。(今西 [1998 : 160])
- 27 この条例は東京で「東京違式註違条例」として1873(明治5)年11月に東京府達最初に施行された。(京都府警察史編集委員会 [1975 : 211])
- また「近代化」という観点に依る先行研究は明治初期に府県で制定、施行された違式註違条例に着目することが多い。
- 28 「違式註違条例」施行の状況については大日方 [1992 : 173-183] では新潟と青森の例を、今西 [1998] では、浜松の例を取り上げている。
- 29 これらの罪を犯したものは「贖金^{あがないきん}」が追徴される。贖金が納められない者は笞罪や拘留に処せられた。
- 30 「違式註違条例」を周知徹底させるため、絵入り木版、銅板刷りなどにし、図解冊子として刊行するように指導された(京都府警察史編集委員会 [1975 : 211-212])。
- 31 京都において、1882(明治15)年に「違警罪」の中に男女混浴禁止が組み入れられる。
- 32 今西 [1998 : 154-160] は、男女混浴禁止の布達に対し、当時の「横浜毎日新聞」が男女混浴を「醜態」と、明確に見なしている横浜の例を取り上げている。また、大日方 [1992 : 171-179] は新潟と青森の例をとりあげ、青森では、市中の道路に不潔なものがないよう各自持場を掃除し、見苦しい風俗や裸体でうろつかないよう規制された。この布達の中で、すみやかに「陋俗」を脱して管内各区の模範とならなければならない、と言及されている。
- 33 大日方 [1992 : 184] は明治以降の警察には、刑事犯罪捜査・犯人逮捕を担う機能の他に、権力が推進する新たな秩序を創出する強制力としての役割が期待されていた、と述べる。
- 34 なお、江夏 [1997] はインフラの問題を提示した数少ない論考である。江夏 [1997] は近世の水を供給する水道システムや浴槽構造等に言及している。この中では近世の水の供給に関して多く述べられているが、明治期や大正期における入浴はほとんど記されていない。だが昭和期における家庭用風呂の発展の経緯がかなり詳しく取り上げられている。

参考文献

- Alcock, Sir Rutherford 1863 *The Capital of the Tycoon: a Narrative of a Three Years' Residence in Japan*, 2vols, Greenwood Press = 1962 山口光朝『大君の都 幕末日本滞在記』上・中・下 岩波書店
- 朝倉治彦・柏川修一編 1992『守貞謄稿 第四巻』東京堂出版
- Bälz, Erwin O. E. von・Bälz, Toku 1931 *Das Leben eines Deutschen Arztes im Erwachenden Japan*, Engelhorn's nachf = 1979 菅沼竜太郎『ベルツの日記』上 岩波書店
- Black, John Reddie 1880 *Young Japan*, Trubner&Co.=1970 ねずまさし・小池晴子訳『ヤング・ジャパン』平凡社
- Csergo, Julia 1988 *Liberté Egalité Propreté*, Editions Albin Michel, S.A., Paris = 1992 鹿島茂訳『自由・平等・清潔 - 入浴の社会史 - 』河出書房新社
- Duerr, Hans Peter 1988 *Nacktheit und Scham Der Myothos vom Zivilisationsprozeß, Band I*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main. =1990 藤代幸一・三谷尚子訳『裸体とはじらいの文化史』法政大学出版局
- 江夏弘 1997『お風呂考現学』TOTO出版
- 藤森照信 1982『明治の東京計画』岩波書店
- 花咲一男・町田忍 1993『「入浴」はだかの風俗史』講談社
- Harris, Townsend 1930 *The Complete Journal of Townsend Harris*, Doubleday, Doran & company, inc. = 1953 坂田精一訳『ハリス 日本滞在記』上、1954 坂田精一訳『ハリス日本滞在記』中・下 岩波書店
- Hoy, Suellen 1997 *Chansig Dirt*, Oxford University Press, Inc. = 1999 椎名美智訳『清潔文化の誕生』紀伊国屋書店
- 今西一 1998『近代日本の差別と性文化 文明開化と民衆世界』雄山閣出版
- 岩生成一監修 1973『京都御役所向大概覺書』上巻 清文堂
- 神保五弥 1977『江戸シリーズ 浮世風呂 江戸の銭湯』毎日新聞社
- 鹿野政直 2001『健康観にみる近代』朝日新聞社
- 花王石鹼株式会社資料室 1971『日本清浄文化史』花王石鹼株式会社
- 河上利勝 1977『風呂と人間』メヂカルフレンド社
- 警視庁 1893『警視庁史稿』(内務省警保局 1927『庁府県警察沿革史』に所収、1973に原書房より復刻)
- 近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/>
- 喜田貞吉 1924「湯屋と風呂屋と温泉」『地球』第二巻第一号 48 61 内外出版株式会社
- 小林文広 2001『近代日本と公衆衛生 都市社会史の試み』雄山閣出版
- 厚生省五十年史編集委員会 1993『厚生省五十年史(資料編)』財団法人厚生問題研究会
- 厚生省医務局 1976『医制百年史』ぎょうせい
- 日下裕弘 1995『日本の自然遊 湯浴の聖と俗』近代文藝社
- 京都府警察史編集委員会 1975『京都府警察史』第二巻 京都府警察本部
- 京都市編 1979『史料 京都の歴史』平凡社
- 京都市社会課編 1924『京都市社会課叢書第13編 京都の湯屋』京都市社会課
- 『京都府布令書』府令甲第32号,1886年3月22日
- 『京都府布令書』府令甲第20号,1882年1月24日
- 『京都府布達要約索引』「湯屋渡世ノ者結社ノ事」歡農商,第96,1870
- 町田忍 2001『銭湯の謎』扶桑社
- 松平誠 1997『入浴の解体新書 浮世風呂文化のストラクチャー』小学館
- Morse, Edward, Sylvester 1886 *Japanese Homes and Their Surroundings*, Harper & Bros = 1979 斎藤正二・藤本周一訳『日本人の住まい』上・下八坂書房
- Morse, Edward, Sylvester 1917 *Japan Day by Day*, Boston = 1970 石川欣一訳『日本その日その日』1・2・3 平凡社
- 中桐確太郎 1929「風呂」『日本風俗史講座』第十巻 雄山閣出版
- 中井信彦 1972「寛政の混浴禁止令をめぐって 近世都市史の一断章」『史学』44-3: 115-129 三田史学会
- 中野栄三 1970『銭湯の歴史』雄山閣出版
- 大日方純夫 1985a『明治前期警視庁・大阪府・京都府警察統計』柏書房
- 大日方純夫 1985b『明治前期警視庁・大阪府・京都府警察統計』柏書房
- 大日方純夫 1985c『明治前期警視庁・大阪府・京都府警察統計』柏書房
- 大日方純夫 1985d『明治前期警視庁・大阪府・京都府警察統計』柏書房

- 大日方純夫 1992 『日本近代国家の成立と警察』校倉書房
- 落合茂 1984 『洗う風俗史』未来社
- 小野芳郎 1997 『清潔の近代「衛生唱歌」から「抗菌グッズ」へ』講談社選書メチエ
- 大場修 1986 『物語 ものの建築史 風呂のはなし』鹿島出版会
- Perry, Matthew Calbraith 1856 *Narrative of the Expedition of an American Squadron to China Seas and Japan, Performed in the Years 1852, 1853, and 1854, Under the Command of Commodore M.C.Perry, United States Navy, by Order of the Government of the United States*, A. O. P. Nicholson, printer = 1988 土屋喬雄・玉城肇訳 『ペリリ提督日本遠征記』一・二・三・四 岩波書店
- 三遊亭金馬 1981 「入浴料」週刊朝日編 『値段の明治大正昭和風俗史』88-92朝日新聞社
- Suenson, Edouard 1869 1870 *Skitsjer fra Japan, Fra Alle Lande, Copenhagen* = 1989 長島要一 『江戸幕末滞在記』新人物往來社
- 鈴木淳 1999 『町火消たちの近代 東京の消防史』吉川弘文館
- 鈴木則子 2001 「江戸の銭湯にみる養生と清潔」吉田忠・深瀬泰旦編 『東と西の医療文化』197 215 思文閣出版
- 鈴木理恵 1993 「幕末・明治初期の裸体習俗と欧米人」『日本歴史』543:62-78 日本歴史学会
- 武田勝蔵 1967 『風呂と湯の話』塙書房
- 田波幸男 1967 『公衆衛生の発達 大日本私立衛生会雑誌抄』日本公衆衛生協会編, 日本公衆衛生協会
- 立川健治 1996 「外からみた我々の身体性(1) かつての裸体と混浴」『富山大学人文学部紀要』24:77-98 富山大学人文学部
- 渡辺信一郎 1996 『江戸の女たちの湯浴み 川柳にみる沐浴文化』新潮選書
- Williams, Samuel Wells 1910 *A journal of the Perry expedition to Japan(1853 1854)*, first interpreter of the expedition. Edited by his son Williams, F W. Transaction of the Asiatic Society of Japan, Vol. XXXVII, Part II, = 1978 洞富雄訳 『新異国叢書8ペリー日本遠征随記』雄松堂出版
- 八岩まどか 2001 『混浴宣言』小学館
- 吉田集而 1995 『風呂とエクスタシー-入浴の文化人類学-』平凡社
- 全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会 1972 『公衆浴場史』全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
- 全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会 1990 『全浴連三十年史』全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会

資料1

明治十二年十月三日 甲第三十二号

湯屋取締規則左ノ通り相定メ来ル十一月一日ヨリ施行候條此旨布達候事

但シ従前ノ布達等本文ニ抵触スルモノハ廢止ト相心得ベキ事

湯屋取締規則

- 第一條 湯屋及ヒ薬湯温泉等營業ヲナサントスル者ハ第一号書ニ準拠シ組合取締ノ加印ヲ以テ警視本署ヘ願出テ鑑札ヲ受クベシ
- 第二條 廢業ノ者ハ第二号書式ニ準拠シ其鑑札ヲ所轄警視分署ヘ返納スベシ
- 第三條 水火盜難等二罹リ鑑札遭毀シ若シクハ住所ヲ移轉スル者ハ第一條ノ手續キヲ以テ更ニ鑑札ヲ受クベシ
- 第四條 第一條ノ營業者一部區毎ニ組合ヲ定メ取締一名副取締二名乃至三名ヲ置キ組内諸事取締ヲナスベシ
- 第五條 火焚所ハ石煉化又ハ塗屋ニ築造シ烟出天井裏ハ漆喰又ハブリッキ等不燃物ノ物ヲ用フベシ但シ火焚所又ハ烟出天井裏等ハ毎月一回 必ず掃除スベシ
- 第六條 浴湯ハ必ず男女ノ區域ヲ設ケ混同スルヲ禁ス
- 第七條 浴場并ビニ二階内等外面ヨリ見エザル様簾其他ノモノヲ以テ必ず見隠シヲ用ヒ及ビ出入口ヲ明け置クヘカラズ
- 第八條 夜間八午後十一時限リ入浴ヲ止メ火ノ元ニ注意スベシ但シ烈風ノ節八時間ニ拘ハラズ停業スベシ
- 第九條 浴客ノ衣服ハ勿論其他物品等紛失セザル様注意スベシ
- 第十條 犯罪人人相書ニ類似ノ者及ビ故ラニ浴客ノ物品トセントスル者等見認ル時ハ便宜之ヲ留メ置キ巡回巡查又ハ最寄警視分署ヘ訴ヘ出ツベシ
- 第十一條 浴客ノ遺留物若クハ換易シ置キタル品等アリテ五日以内事主知レザル者ハ所管警視分署ヘ届出ツベシ
- 第十二條 木拾人ヲシテ猥ニ他ノ構内及ビ路次内等ニ入ラシメ若クハ他ノ所有ニ属スル竹木等ヲ採集セシムベカラズ但シ雇主ノ住所姓名ヲ記シ烙印シクル鑑札携帯セシムベシ
- 第十三條 組合取締ハ犯罪人人相書ノ布達アルトキハ速カニ組内ニ廻達スヘシ
- 第十四條 組合規則ヲ私ニ設クベカラズ

資料2

布達明治十八年七月二十二日甲第八号連署

明治十二年十月甲第三十二号布達湯屋取締規則別紙ノ通り改定ス（但書不用ニ付ス）

（別紙） 湯屋取締規則

- 第一條 湯屋營業ヲ為サントスル者ハ願書ニ建設地名并浴湯ノ種質（洗湯、鹽(塩)風呂、鑛泉、藥湯等の類）構造ノ方法焚物ノ種類（薪、石炭ノ類）ヲ詳記シ其位置ノ圖面ヲ添ヘ區ハ區長郡ハ戸長の奥印ヲ受ケ之ヲ警視廳ニ差出シ允許ヲ受ク可シ但願書ニ建築落成ノ期日ヲ記載スヘシ
- 第二條 警視廳ハ土地ノ狀況ニ依リ其願ヲ許否ス允許ヲ得タル者ハ建築落成ノ上検査證ヲ受クルニ非サレハ開業ヲ許サス
- 第三條 構造ノ方法并焚物ノ種類ヲ變換セントスルトキハ警視廳ヘ願出允許ヲ受ク可シ但構造落成ノ上検査證ヲ受ケ開業スヘキハ前條ニ同シ
- 第四條 廢業改氏名及湯質ノ變換ヲ為シタルトキハ三日内ニ届出可シ但廢業改氏名ニ係ルハ區戸長ノ奥印ヲ受ク可シ
- 第五條 正當ノ事由ナクシテ落成ノ期日ヲ遷延シ又ハ休業六十日以上ニ及フ者ハ免許ノ効ヲ失フヘシ
- 第六條 火焚場并烟出シハ石、煉化石ノ類ヲ以テ築造ス可シ但石炭ヲ用ヒサル烟出シハ漆喰塗ニナスモ妨ケナシト雖モ土厚一寸五分以上タルヘシ
- 第七條 烟出シハ屋上ヘ三尺以上突出セシメ其周圍二間以内ハ不燃物ヲ以テ覆葺スヘシ
- 第八條 焚物置場ハ火焚場ヨリ三間以上ノ距離ヲ取り又焚物小出場ハ火焚場ヲ距ル三尺以上ノ所ニ不燃質物ノ障壁ヲ建テ之ヲ設ク可シ
- 第九條 火消所并灰置場ノ構造ハ深サ三尺以上ノ坑穴ニ為シ各個隔日ノ使用ニ供スル為メ中央ニ仕切ヲ設ケ其蓋ハ安全ノ不燃質物ヲ用コ可シ但地質ニ依リ石、煉化石ノ類ヲ以テ地上ニ構造スルモ妨ケナシ
- 第十條 火消所并灰置所ノ周圍三尺以内ニ焚物其他燃質物ヲ置可カラス
- 第十一條 灰又ハ消炭ハ坑後二十四時間ヲ經過シ火氣消盡シタル後ニ非サレハ坑外ニ出ス可カラス
- 第十二條 烟出シハ毎月一回二十日又ハ二十五日休業シテ掃除ヲ為ス可シ但其期日ハ兼テ所轄警察署ヘ届置ク可シ
- 第十三條 火焚場烟出シ火消所并灰置所等破損ノ箇所アルトキハ速ニ修理ス可シ
- 第十四條 浴場ハ男女互ニ見透カサ、ル様區域ヲ正シクシ七年未滿ノモノ、外男女混淆セシム可カラス
- 第十五條 浴場并浴客ニ供スルニ階外部ヨリ見透ス場所ハ簾其他ノ物ヲ以テ見隠ヲ設ケ又ハ出入口ハ明ヶ置クヘカラス
- 第十六條 鑛泉又ハ藥湯ハ其種質効能并ニ浴法ヲ場内見易キ所ニ揭示スヘシ
- 第十七條 浴場ハ午後十一時限り閉止ス可シ但烈風ノ際ハ時間ニ拘ハラズ焚火ヲ停ム可シ
- 第十八條 前日使用ノ分不淨ノ湯水ハ浴用ニ供ス可カラス但鑛泉、藥湯特別ノ許可ヲ受ケタルモノハ此限ニアラス
- 第十九條 浴客ノ衣類其他携帯品ハ紛失セサル様注意シ若シ遺留品又ハ換易ノ物品アリタルトキハ其品名ヲ揭示シ五日以内ニ事主知レサルハ所轄警察署ヘ届出ツ可シ但不正ノ疑アル物品ナルトキハ速ニ届出可シ
- 第二十條 木拾ヒ人ヲ出ス可カラス
- 第二十一條 同業者ニ於テ規約ヲ設クルトキハ警視廳ノ認可ヲ受ク可シ
- 第二十二條 此規則ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ処セラレルヘシ
- 第二十三條 此營業者ハ明治十六年五月警視廳甲第七号布達ニ依リ其營業ヲ禁止若クハ停止スルコトアル可シ

資料3

京都布令第六十二号 明治十九年三月二十二日

甲第三十二号湯屋營業取締規則

- 第一條 湯屋トハ洗湯藥湯（人工鑛泉モ包含ス）鑛泉又ハ蒸湯等ヲ開設シテ入浴セシムル營業者ヲ總稱ス
前項營業者ハ適宜組合ヲ設ケ取締人ヲ置キ且組合規約ヲ設クルコトヲ得其場合ニ於テハ所轄警察署（分署）ノ認可ヲ受ク可シ
- 第二條 湯屋ヲ新設シテ營業セントスル者ハ第一号書式ニ倣ヒ左ノ書類ヲ添ヘ戸長ノ調印ヲ受ケ所轄警察署又ハ分署ヘ届出認可ヲ受ク可シ
但藥湯及鑛泉營業ハ府廳ノ許可ヲ得タル書面ヲ本文届書ニ添付ス可シ尤地方税ニ係ル鑛札申受方ハ仍ホ其規則ニ從フモノトス
- 一 浴場火焚場烟筒空気流通所等ノ構造方法書
 - 二 構造ノ模様並ニ汚水ノ流出線路等ヲ記シタル圖面
 - 三 四隣地主ノ承諾書
- 第三條 湯屋ノ構造並ニ汚水流出線路等ヲ變更セントスルトキハ第二号書式ニ倣ヒ其事由ヲ記シ變更ニ係ル場所ノ圖面ヲ添ヘ戸長ノ調印ヲ受ケ所轄警察署又ハ分署ヘ届出認可ヲ受ク可シ

但修繕ニ止ルモノハ本文ノ限ニアラス

第四條 湯ノ種類ヲ變更セントスルトキハ第三号書式ニ倣ヒ其事由ヲ記シ戸長ノ調印ヲ受ケ(葉湯鑛泉等八府廳ノ許可ヲ得タル書面ヲ添ヘ)所轄警察署又ハ分署ヘ届出可シ

第五條 廢業改名其他身上ノ異動アルトキハ第四号書式ニ倣ヒ戸長ノ調印ヲ受ケ所轄警察署又ハ分署ヘ届出可シ尤營業者死亡及ヒ代換等ニテ其營業ヲ繼續スル場合ハ相續人ヨリ届出可シ

但賣買讓與ノ届書ニハ双方連署ヲ要スルモノトス

第六條 湯屋ノ構造ハ左ノ各項ヲ遵守ス可シ

- 一 火焚所ハ石又ハ煉瓦若クハ塗屋トシ天井裏及ヒ屋根ハ不燃物ヲ用ユ可シ
- 二 烟筒ハ煉瓦其他不燃質ノ物ヲ用ユ可シ
- 三 洗場板ヲ用ヒタルトキハ地盤ヲ漆喰トシ石又ハ煉瓦ヲ用ヒタルトキハ其間ニ漆喰或ハセメントヲ用ユヘシ
- 四 表口ニハ男女湯ノ區別ヲ揭示シ浴場ハ男女往復セサル様密接ノ板塀ヲ以テ區別シ外面ハ簾其他ノモノハ以テ適宜目隠ヲ為ス可シ
- 五 掛湯及水溜ヲ設ケ手盥拾個以上ヲ備エヘ置ク可シ
- 六 浴槽ノ入口ヘ戸又ハ前垂ト唱フル覆ヲ為シ若クハ槽内ニ入口ノ外椽ヲ設ク可カラス

第七條 十歳以上ノ男女混浴又ハ浴槽内ニ於テ垢洗セシムヘカラス

第八條 付添人ナキ老幼者又ハ人ノ厭忌スル疾患患者(黴毒疥癬ノ類)ハ入浴セシムヘカラス
但其疾患患者ニ相當スル葉湯ハ此限ニアラス

第九條 營業時限ハ午前四時ヨリ午後十二時ヲ限リトス

但烈風ノトキハ八時限内ト雖モ警察官吏ニ於テ臨時停業ヲ命スルコトアル可シ

第十條 浴湯ノ温度ハ華氏驗温器ノ百四度ヲ超過セサル様注意ス可シ

第十一條 火焚所又ハ烟筒天井裏等ハ少ナクとも毎月三回掃除ス可シ

但日ヲ定メ豫メ所轄警察署又ハ分署ヘ届出可シ

第十二條 浴湯ハ日毎ニ換ヘ浴槽洗場汚水流線路等ハ日々掃除ス可シ

但葉湯鑛泉等ニテ特ニ許可ヲ得タルモノハ毎日交換スルノ限ニアラスト雖モ二日間ヲ過クルコトヲ得ス

第十三條 湯錢ハ浴客ノ見易キ所ヘ揭示ス可シ

第十四條 浴客ノ遺忘品アルトキハ五日内其品ヲ預リ置ク可シ尤其日限ヲ過キ事主知レサルトキハ事由ヲ記シ現品ヲ添ヘ所轄警察署分署派出所交番所等ノ内ヘ届出可シ

第十五條 浴客ノ衣類其他所持品類ノ盜難ニ罹リ若クハ紛失シタルトキハ其事由ヲ直ニ所轄警察署分署派出所交番所等ノ内ヘ届出可シ
但換品ノ現在スルトキハ添付スヘシ

第十六條 洗場火焚所烟筒空氣流通所等ハ警察官吏又ハ衛生吏員ニ於テ隨時臨驗シ危險若クハ衛生上妨害アリト確認シタルトキハ其部分ヲ修繕若クハ改造セシムルコトアル可シ

第十七條 營業上ニ就テハ家族又ハ雇人ノ所為ト雖モ營業者其責ニ任ス可シ

但故意ニ出タル者ハ本文ノ限ニアラス

第十八條 此規則第一條第二條但書第三條但書第五條但第八條第九條但書第十條第十二條但書第十六條第十七條ヲ除ノ外各條ニ違背シタル者ハ刑法違警罪ノ刑ニ處セラル可シ

附則

- 一 本則中構造ニ係ル條項ハ上下京區内及ヒ伏見市街ノ外當分施行セス
- 二 上下京區内及ヒ伏見市街ニアル從前ノ湯屋ニシテ其構造本則ニ觸ル、モノハ本則施行ノ日ヨリ滿六ヶ月間ニ改造ス可シ若シ其改造セサルモノハ行政ノ處分ヲ以テ營業ヲ禁ス可シ

“Yuya-Torisimarikisoku” and “Yuya-Eigyō-Torisimarikisoku”

KAWABATA Miki

Abstract:

Japan during of the Meiji maintained hygienic measures for an acute infectious disease. The measures were put under the management of the police. Yuya(public bathhouses) also tell within the oversight of the police. So it would be expected that legal regulations regarding Yuya included hygiene.

This essay deals with “Yuya-Torisimarikisoku” (Bathhouse Control Rule) in Tokyo in 1879, “Yuya-Torisimarikisoku” in 1885 revision and “Yuya-Eigyō-Torisimarikisoku” (Bathhouse business control rule) started in Kyoto in 1886 as a case study.

As a surprising result, hardly it was discovered that any attentions related to hygiene was seen in these legal regulations. These regulations mention facilities for fire prevention in detail and have the point of the fire prevention as an object of big interest.

Yuya surely has various elements. For example, there is the maintenance of infrastructure, the supply of a fund for the bathhouse, for administration of and the corporate strategy of a bathhouse. These are indispensable elements which compose a Yuya. It is the necessary that I take up each these sides, and to consider them all, when doing study of the history of bathing.

Key words : Yuya (public bathhouses), Legal regulations, Fire prevention, Police, Hygiene